

No.1 ○豊明市議会定例会4月緊急議会会議録(第1号)

平成25年4月26日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 千 鶴	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	近 藤 恵 子	議員	6番	藤 江 真 理 子	議員
7番	近 藤 郁 子	議員	8番	三 浦 桂 司	議員
9番	一 色 美 智 子	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	早 川 直 彦	議員	12番	山 盛 左 千 江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	前 山 美 恵 子	議員	20番	安 井 明	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浜 島 吉 孝 君	議事課長	石 川 晃 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	馬 場 秀 樹 君	庶務担当係長	濱 島 早 代 君
議事課主査	花 井 君		江
	悟 之		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	行 政 経 営 部 長	伏 屋 一 幸 君
市 民 生 活 部 長	石 川 順 一 君	健 康 福 祉 部 長	原 田 一 也 君
経 済 建 設 部 長	横 山 孝 三 君	消 防 長	成 田 泰 彦 君
教 育 部 長	津 田 潔 君	企 画 政 策 課 長	小 串 真 美 君
財 政 課 長	吉 井 徹 也 君	総 務 防 災 課 長	相 羽 喜 次 君
高 齢 者 福 祉 課 長	浅 田 利 一 君	保 険 医 療 課 長	加 藤 賢 司 君
都 市 計 画 課 長	堀 田 彰 君	環 境 課 長	土 屋 正 典 君

会計管理者兼
出納室長

深谷義己 君

監査委員事務局長 阪野正男 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 諸報告
- (3) 報告第4号 平成24年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告について
報告第5号 平成24年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
報告第6号 専決処分事項の報告について(豊明市税条例の一部改正)
報告第7号 専決処分事項の報告について(豊明市都市計画税条例の一部改正)
報告第8号 専決処分事項の報告について(豊明市国民健康保険税条例の一部改正)
- (4) 緊急質問
- (5) 再議の件

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 諸報告
- (3) 報告第4号から報告第8号まで
- (4) 緊急質問
- (5) 再議の件
- (6) 市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員の選任

午後4時開会

No.2 ○議長(安井 明議員)

本日は休会の日ではありますが、議事の都合により緊急に会議を開催したところ、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員20名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年4月緊急議会を開きます。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

本日、平成25年4月緊急議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの緊急議会は、平成25年2月26日に開催されました3月定例会議会におい

て、同日議決された市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議及び、3月6日に決議された市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議について、一体のものとして市議会の皆様に再議を請求させていただき、開会されたものであります。

議会の皆様にはお忙しい中、ご参集を賜り、大変ありがとうございます。

後ほど、再議に至った経緯につきましてはご説明申し上げますが、本日は報告案件2件、専決案件3件も予定されておりますので、慎重なご審議を賜りますことをお願いを申し上げ、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

今4月緊急議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

4月緊急議会の運営について、本日、委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果につきまして、皆さんにご報告いたします。

初めに、市職員職場環境調査特別委員会から委員会報告書が提出されておりますので、本日の諸報告の中で委員長より報告することといたしました。

次に、報告案件5件につきましては、理事者より説明を受けた後、質疑を行います。

続いて、緊急質問につきましては、この後、議長よりその取り扱いについてお諮りがあると思われま。

なお、緊急質問が認められた場合は、申し合わせ事項に従い、発言時間を60分以内にすることといたしました。

また、再議の2件につきましては、一括して提出者より説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略して討論・採決を行うことといたしました。

なお、今4月緊急議会の議会期間につきましては、本日の1日間といたしました。

最後に、今4月緊急議会の一部をテスト録画することといたしましたので、ご承知願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今4月緊急議会の議会期間は、本日の1日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第88条の規定により、今4月緊急議会の会議録署名議員に、3番近藤千鶴議員と18番堀田勝司議員を指名いたします。

日程2、諸報告に入ります。

市職員職場環境調査特別委員会に付託しておりました事項について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会調査報告書が提出されておりますので、その結果について委員長より報告願います。

伊藤 清市職員職場環境調査特別委員長、登壇にて報告を願います。

No.8 ○市職員職場環境調査特別委員長(伊藤 清議員)

議長のご指名をいただきましたので、市職員職場環境調査特別委員会の報告をさせていただきます。

お手元の報告書をごらんいただきたいと思います。

1ページ目にあります委員会の活動経過ということで、平成24年6月8日の設置以来、委員会、協議会14回にわたり、本日、午前中の最終の委員会まで計14回、開催をさせていただいております。

ページをおめくりください。

2番の調査事項、1から3までございます。

これにつきましては、本会議場において付託をされた調査事項となっております。

3番 調査経過と結果につきましては、各開催日において審議をした内容、調査をした内容について列記をさせていただきます。

おめくりをいただきまして4番のまとめ、これについては詳細にご報告をさせていただきます。

まず、(1)職員数の削減と長時間労働の実態について。

市長のマニフェストで職員数を461人まで削減するとしているが、具体的な削減計画もその根拠も示されていない。アンケートでは、すでに職員が仕事量の増加などに限界を感じている実態が示されており、さらなる削減により労働者の権利が心配される場所である。労働安全衛生法3条では事業者等の責務として、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないと定められている場所である。

したがって、職員削減にあたっては、業務内容の見直しをはかり、具体的にどの業務を縮減するか明らかにしてから実施すべきである。また、市民サービスの低下につながるものについては、広く市民に説明責任を果たして実施すべきである。特に保育園、消防署については、それぞれ人づくり、安全安心等に直接結びつく分野であるので、慎重に行う必要がある。

当局から示された資料では、職員全体を平均的に見たときには超過勤務が特別に多いとはいえない。しかし、アンケートによると月に50時間以上の残業をする職員が少なからず存在していることがわかった。仕事量の適正配分などの対応が必要と思われる。

また、サービス残業については、330人以上に見受けられる結果となり、当局においてもその実態把握と適切な労務管理を行うことを強く求める。

と、させていただきました。

(2)職場環境配慮の実態について。

自治体職員は種々の職種を経験し、地域との接点を積み上げ、専門性を身に付け、地域全体に責任を担っていくことになり、日常の職場環境が快適でなければならない。しかし、現状では、職種の多様化、複雑化に対応する専門的知識をつける余裕がないと62%が感じている。また、組織として新しい施策に取り組む雰囲気は60%が否定的にとらえており、市役所に組織としての活力が感じられない状態となっている。

市長の独断により2部長を不在とし参事に兼務させたことや、明確な目標設定のない不完全な業務指示など、市長の思いつきの施策の進め方が職場の混乱を生み出し、職場環境を悪化させていると感じている職員が多くいることが判明した。

議会对応においても、明確な目的や十分な検討・準備もなく施策等を提案し、矛盾を指摘されると簡単に撤回するということを繰り返した。市の代表者として、市職員の最上位に立つ者としての自覚がなく、その不用意な指示が大きく職場に混乱をもたらすことを十分に認識し、慎重な行動を強く求める。

ということであります。

(3)職場の安全と健康の確保の実態について。

職員数の削減や機構改革により職場環境が激変している中で、職員自身の健康状態が

心配されるが、58%の職員が仕事を進める上で精神的不安を感じており、さらに業務が増えたことで大きなストレスを感じる職員は64%にもなっている。

「市長と職員の間関係が築かれているか」、「市長は部下から尊敬・信頼を得ているか」、「市長は職員の意見に耳を傾けているか」などの調査項目では、約30%のわからないという回答を除き、ほとんどが否定的にとらえている。

自由記述にあるように、異なる意見を言う職員に対して恫喝したり、女性の尊厳を傷つける発言をするなど、市長の職員に対する態度が、一方的で誤っていることをうかがわせるものである。市長としての自覚を強く求める。

市職員の置かれている職場環境を今回実施したアンケート調査からみると、風通しが悪くストレスがたまる状態になっているといえる。このため、職員の安全と健康の確保として、業務内容を見直し有給休暇などが取りやすい環境を整えていくことを求める。

職員削減により、臨時職員に頼らざるを得ない状況を作りながら、臨時職員の待遇改善がはかられていない。特に保育園においては、正職員と同じような職責が求められていることから、根本的な改善策を求める。

わずか半年間という短期間で、2名もの現役職員の尊い命が自殺というあつてはならないことで奪われてしまった。原因を究明し対策を確実にとることを求める。

と、結論をつけさせていただきました。

5番 さいごにということでまとめさせていただきます。

本特別委員会に付託された3つの調査事項、すなわち(1)職員の削減と長時間労働について(2)職場環境配慮の実態について(3)職員の安全と健康の確保の実態についてを明らかにするため、当局から提供された職員数の推移や時間外勤務の実態、有給休暇の取得状況等を数回にわたる委員会や協議会で熱心に検討した。

この検討の中で、市職員職場環境の実態を明らかにするためには、独自のアンケート調査が必要であるとの結論に達し、慎重な審議の上、69項目にわたる職員アンケートを作成したのである。

このアンケートは、当局の配布・回収における協力もあり、90%を上回る高い回収率を上げることができた。そして自由記述欄では、想像を超える多くの職員から職場の実情について生の声を聴くこともできた。このアンケート調査にご協力いただいたすべての方々に厚くお礼申し上げるところである。

ところが、順調にアンケートの集計作業をする中で、あつてはならない市職員の自殺事件がおこった。しかもわずか半年の間に、2件目の事件としておこったものである。このため委員会として、急遽アンケートの取りまとめを行い、結果のみを市職員に広く知らせたところである。

その後は、二元代表制の一翼を担う議会として、本特別委員会をこのまま続けることより根本の原因究明が先決であるとして、市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会(以下、「百条委員会」という。)の立ち上げ、調査に協力してきたところである。

本特別委員会の委員の多くが、議会人としてこれら百条委員会運営・調査にかかわってきたため、報告が遅れた点については、関係者におわびしつつ今後の進展を注目したい。

本特別委員会は、アンケートの自由記述欄の「この職場に希望をもてない」という訴えに最も衝撃をうけた。職員の希望こそ市民サービス、ひいては本市の発展につながる重要な道しるべである。すべての職員が希望を胸にいただき、職務に励むことができる健全な職場環境が実現できることを願い、この報告を終えたい。

以上であります。

以上で約1年にわたりました市職員職場環境調査特別委員会について全ての調査を終了したことをご報告申し上げます。

No.9 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本件につきましては、去る6月8日に調査特別委員会を設置して以来、委員各位の長期間にわたるご努力により調査を続けていただきましたが、先の報告書のとおり、調査目的を終了いたしましたので、これをもって調査を終了し、市職員職場環境調査特別委員会を廃止いたします。

各委員の皆さんにおかれましては、長期間にわたり、ご審査をいただきまして、大変ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

日程3、報告第4号から報告第8号までの5件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました報告5件については、理事者の報告及び質疑は一括して行いますので、よろしく願いをいたします。

初めに、報告第4号について理事者より報告を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.10 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、報告第4号 平成24年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告についてご説明を申し上げます。

平成24年度豊明市一般会計予算の継続費に係る経費を別紙のように翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によって議会に報告をするものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

平成24年度豊明市一般会計継続費の繰越計算書でございます。

今回、報告をいたしますのは、3月議会でお認めをいただきました道路新設改良事業、

前後駅前デッキの耐震工事でございます。

平成 24 年度補正予算の5号で継続費の総額及び年割額を議決いただきました。

継続費につきましては、年割額を支出されない場合は、事業完了年度まで逓次繰越ができることとなっております。

したがいまして、年割額の平成 24 年度分 2,000 万円を、別紙計算書のとおり、平成 25 年度に逓次繰越をいたしました。

以上で報告を終わります。

No.11 ○議長(安井 明議員)

続いて、報告第5号について理事者より報告を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.12 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

続きまして、報告第5号 平成 24 年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告についてご説明を申し上げます。

平成 24 年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第2項の規定によって議会に報告をするものでございます。

内容の説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

平成 24 年度豊明市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回、報告をいたしますのは、3月議会で認めていただきました9事業でございます。

順次、上段からご説明をいたします。

まず、3款の2項 保育事業は、園舎の躯体部分以外の非構造部材耐震化計画策定業務委託料の 315 万円でございます。

8款2項 道路維持事業は、前後高架橋の補修設計 224 万 7,000 円及び修繕工事 1,410 万円の計 1,634 万 7,000 円であります。

同じく道路新設改良事業は、市道新田 40 号線の道路新設改良事業、改良舗装工事 1,000 万円でございます。

続く8款4項の2事業については、名称どおりでございまして、桜ヶ丘沓掛線については、改良工事費 6,000 万円、用地購入費 197 万円、物件移転補償費 43 万円の計 6,240 万円。

大根若王子線は、設計等委託料 332 万 8,000 円と改良工事費 7,140 万円の計 7,472 万 8,000 円でございます。

9款1項の消防施設設置事業は2項目ございまして、唐竹公園内に設置する防火水槽の新設工事費の 810 万円及び7分団詰所の新築工事に係ります委託料、工事請負費の計 3,612 万 4,000 円。2項目の総額で 4,422 万 4,000 円でございます。

また、災害対策事業は、南海トラフの巨大地震への被害想定見直しに係る災害被害予測調査委託料 1,365 万円でございます。

次の災害対策事務事業は、水防倉庫建てかえ工事に係る設計委託料 304 万 5,000 円でございます。

最後に、10 款 2 項 小学校施設維持管理事業は、沓掛小学校多目的トイレの改修費で、設計等委託料の 120 万円及び営繕工事費 950 万円の計 1,070 万円と、同じく沓掛小学校のエレベーターの改修工事費 1,810 万円の合計 2,880 万円でございます。

以上で報告を終わります。

No.13 ○議長(安井 明議員)

続いて、報告第6号について理事者より報告を求めます。

石川市民生活部長。

No.14 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、報告第6号 専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づきまして、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決いたしましたので、同条第 2 項の規定によりご報告するものでございます。

今回の改正は、地方税法が平成 25 年 3 月 30 日付で改正され、同年 4 月 1 日から施行されるため、豊明市税条例において地方税法の規定を引用している当該部分を施行日に合わせて改正する必要があるため、緊急を要することから、3 月 31 日付で専決処分をしたものでございます。

内容をご説明いたします。

2 枚おめくりいただけますでしょうか。

3 行目の第 52 条第 5 項中からの下 5 行の中では、固定資産税の土地改良事業における仮換地課税の際の納税義務者を規定する条項の中で、旧独立行政法人緑資源機構法による事業と旧農用地整備公団法による事業が、地方税法の改正で削除されましたので、当該規定を引用する豊明市税条例についても、同様に削除するものでございます。

その下、第 119 条第 4 項中から 3 行の中では、特別土地保有税の土地改良事業における仮換地課税の際の納税義務者を規定する条項の中で、旧独立行政法人緑資源機構法による事業が、地方税法の改正で削除されましたので、当該規定を引用する豊明市税条例についても、同様に削除するものでございます。

また、その下、附則第 10 条の 2 からの 2 行では、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に対する課税標準の特例を定めた地方税法の規定の条項が変更されたため、その規定を引用している市税条例においても、その条項を変更するものでございます。

附則としまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。

No.15 ○議長(安井 明議員)

続いて、報告第7号について理事者より報告を求めます。
石川市民生活部長。

No.16 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、報告第7号 専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づきまして、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

先ほどの市税条例の改正と同じく、地方税法が平成 25 年3月 30 日付で改正され、同年4月1日から施行されるため、豊明市都市計画税条例において、地方税法の規定を引用している当該部分を施行日に合わせ改正する必要があるため、緊急を要することから、3月 31 日付で専決処分をしたものでございます。

内容としましては、2枚おめくりください。

課税標準の特例を定めた地方税法の条項が変更になったため、当該規定を引用しております豊明市都市計画税条例についても、同様に条項を変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.17 ○議長(安井 明議員)

続いて、報告第8号について理事者より報告を求めます。
加藤保険医療課長。

No.18 ○保険医療課長(加藤賢司君)

それでは、報告第8号 専決処分事項の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づきまして、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、先ほどの豊明市税条例等の改正と同じく、地方税法の施行日が4月1日であり、緊急を要するため、専決処分をしたものでございます。

内容としましては、国民健康保険の被保険者であった方が、国民健康保険から後期高

齢者医療制度に移行する場合について、5年間に限って国民健康保険に残った世帯の保険税が、従前と同程度になるように講じている措置について、延長などの見直しを行うものであります。

それでは、内容につきましてご説明をいたしますので、2枚おめくりください。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、上から3行目の第5条の2第1号では、国保税の軽減を受けている世帯が、5年間から期限を区切らない恒久措置とするため、期間を5年間と定めていた項目を削除いたします。

さらに、特定世帯について5年間、平等割を2分の1に軽減していた措置に加え、3年の間、軽減額を4分の1にする世帯として、新たに特定継続世帯を定め、合わせて8年間は平等割が軽減されることとしております。

中段よりやや上になりますが、平等割が4分の1軽減される特定継続世帯の税額としまして、医療分が1万2,225円、3行下では後期支援分が3,075円と定めております。

それ以降は、7割軽減となっている世帯の軽減額としまして、医療分が8,557円、後期支援分が2,152円、5割軽減となっている世帯の軽減額としまして、医療分が6,112円、後期支援分が1,537円と定めております。

1枚めくっていただきまして、2割軽減となっている世帯の軽減額としまして、医療分が2,445円、後期支援分が615円と定めております。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.19 ○議長(安井 明議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

(発言する者なし)

No.20 ○議長(安井 明議員)

以上で日程3を終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、10分間休憩といたします。

午後4時29分休憩

午後4時39分再開

No.21 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程4、緊急質問に入ります。

議員より緊急質問の通告書が提出されました。

お諮りいたします。議員より提出された緊急質問に同意の上、発言を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.22 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議員より提出された緊急質問に同意の上、発言を許可することに決しました。

16番 伊藤 清議員、登壇にてお願いいたします。

No.23 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、議会の同意をいただきまして、私の緊急質問をさせていただきます。

現在、現石川市長に対しましては、昨年10月以来、数々の疑惑が持たれておるところであります。

24日の夜、そして夜以降ですね、きのうにかけて、私のもとに複数のさまざまな情報が寄せられました。そうしたことを受けて、今回、議会の同意をいただいて質問をさせていただくわけであります。

市長の4月24日付の再議請求、これを受けて、まあ再議請求があったと、百条調査委員会についてはその設置が無効となってしまったと、そういった事実を知った多くの方々から、その日の夜からけさにかけてもいろいろ情報をいただきました。さまざまな情報をいただきました。

なぜ、皆さんがそうしたことをされたんだろうかということ、まず市長には考えていただきたい。

現実に市長、あなたにかけられたさまざまな疑惑、もういいかげんはっきりして、お互いに市長を始めとした当局、そして議会の私たちも、前へ向けて進んでいくべきじゃないんですか。

私たちの職務は、ビジョンを描いて政策を提言する、そうしたことも仕事であります。しかしながら、不正に対して、疑惑に対して、これを究明していく、そうした仕事も当然私たちの職務であるわけであります。

そのことを理解いただいていない方もみえるようだけれども、私たちはそうした役目も担っておるわけであります。市長、あなたにまつわるさまざまな疑惑については、ここでははっきりしていただきたい。

この2日間、さまざまな情報をいただきました。これまで点であった疑惑が線となつてつながり、疑惑という絵が私の中では描き上げられることができました。

その概略について私が今ここで申し上げる前に、私は最後に市長に期待をしたいと思います。みずからの口で、みずからの言葉で真実を語っていただきたい。

私は平成7年当時、初当選させていただいたときに、市長、あなたは議員をやってみえた。同じ会派で仕事をさせていただいたこともある。だから、私はあなたの良心に期待をしたい。

もし、お話をいただけないようであれば、私が得た情報をつなぎ合わせてお示しをして、外堀を埋めるような形であなたに答弁を求めることになってしまう。私は本意ではありません。

みずからが行動を省みて、反省すべき点があるならば、それを反省する。そして二度と同じ過ちを繰り返さないと誓うんです。

誰に誓うのか、他人にではないです。自分自身に誓うこと、それが二度と同じ過ちを繰り返さないということになると私は信じております。ですから、あなたにみずから語っていただきたいと思うわけであります。

私の心からのお願いであります。ぜひ、市長の良心を見せていただきたい。

三重県伊賀市の問題につきましても触れさせていただきます。

なぜ、私がそのように思って、市長にお願いをしているのか。この問題について、10月の終わりに私どもの会報を発行させていただきました。

多くの市民の皆さんがですね、今までまあ随分やられておったと、やり返したぐらいに思ってみえるかもしれません。でも、事実は全然違います。

まず、9月の7日の日、本会議の終了後に、この裏の応接室で、当該の5名の議員の中のお一人にお話をさせていただきました。

私たちは事を殊さら大きくして、騒ぎ立てることを目的とはしていない。ただし、車で行ったにもかかわらず、電車代を請求したとしたら、これは問題だよと。だから、この場で認めて、今後二度と同じことを繰り返さない、その約束をしてほしいと。

そうすれば、あえて殊さら事を大きくする必要はないんだと、当時、会長をしておりました私と、当時の幹事長、堀田勝司議員、そして書記長でありました平野龍司議員の同席のもとでお話をしました、車で行ったんなら車で行ったことを認めなさいと。しかしながら「電車で行った」と言い続けたんです。

10月の23日、24日と2日間にかけて、議会運営委員会の視察にまいりました。毛受委員長を始め多くの皆さんがご存じです。

10月の23日の日に、市民の皆様はごらんになったと思います。このことに関して私どもが会報を発行しました。

23日の日に原稿ができ上がってきたんです。東京のホテルに、こちらに残っていた議員から、私のもとにファクスが送られました。

それを見て私はもう一度、5名の議員の中の1人にお話をしました。もうこれを出す準備ができているよと。しかしながら、事を公にして騒ぎ立てて、あなたたちをさらしものにするのが私たちの目的ではない。だから、ここが最後のチャンス、ここで認めて謝罪をして、二度とやらないよということ約束してくれたら、私と堀田幹事長の責任のもとで2万3,000

部刷った、この会報を全て破って捨てますよと、そこまで言いましたよ。

それでも最後まで「電車で行った」と言い張られた。結果、どうなったか、皆さんご承知のとおりです。

その後、この5名の方が今、いろんな言い分を展開をされておりますけれども、本当によかったのだろうか、今でもそう思います。

やはりみずからが、外堀を埋められて自白をせなければいけない状況に追い込まれて、初めて事実を話す、そのことでは何にも解決しないと私は思う。だからこそ、石川市長にもぜひお願いをしたいんです。

私に疑惑の全貌、この2日間で寄せられたその情報をつなぎ合わせて、こういうことがあるじゃないかと、私に指摘をされて外堀を埋められるような形になる前に、みずからの口で真実を語っていただきたい。

その疑惑の全ての発端、全ての始まりは、私は平成24年度の水稲生産実施計画書等という表現をしておりますが、後から再議のほうでも、この「等」が話題になりますが、にわかには信じがたい内容なんだけれども、私は決議を可決後の代表質問の中で、水稲生産の実実施計画書等、「等」とは何か。

この1枚の種類というのは、水稲生産実施計画書兼助成金申請書兼水稲共済細目書異動申告票兼戸別所得補償制度の交付金に係る作付面積確認依頼書と、1枚の書類が複数の申請書を兼ねておるわけです。

ですから「等」というのは、それ以下のことでよと申し上げたにもかかわらず、今回の再議請求の中には「等」というのが不明だと、とても理解できない。

きょう、私の地元からも、ふだんお世話になっている皆さんに来ていただいておりますけれども、少し説明をさせていただきます。

この書類、24年度分については、3月15日までに提出をしなければならないんです、農業をやってみえる方は。

これは、どういった書類かといいますと、水稲生産実施計画書、例えば所在地はここで、何平米あって、ここでは例えば米をつくっています、大豆をつくっています、大根をつくっていますというような計画を、市に対して提出されるんです。

あわせまして、農業共済という制度がございまして、天変地異等によって被害をこうむった場合に、その損害を補償していただくための補償制度、その申請書も兼ねておるわけでありまして。

ここで問題になりますのは、生産調整ということは、皆さんお聞きになったことがあるかと思っておりますけれども、豊明市におきましても、水田農業助成金一覧表ということが、この裏に載っておりますけれども、転作をした場合に補助金が市から出る、補助金をいただくための書類でもあるわけでありまして。

また、民主党政権下で始まりました農家の戸別所得補償ということもございまして。戸別所得補償制度の交付金に係る作付面積確認依頼書というようなこともあるんです。

さまざまな補助金なり助成金、交付金なりが、こういった書類を通じて支払われるということでありまして、大変重要なわけであります。

石川市長にあっては、平成24年3月15日までに、この書類を提出していなければならないんです。そのことについて、提出をしたのか、していないのかというところから、問題が始まっております。

10月の10日、産業振興課の課長が自殺をされました。みずから命を絶たれました。その半年前、4月の10日には、同じ産業振興課の職員がみずから命を絶ちました。

4月の10日、まだ若い彼が、この庁舎内でみずから命を絶つという悲しい出来事がございました。彼は、私が豊明消防団第3分団で十数年にわたり一緒に活動してきた仲間であり、私のかわいい後輩でありました。

その彼の死を受けて、彼はまだ子どもが生まれたばかりだったんですね、皆さんご承知のとおりですよ。

で、消防の集まり、会合やら訓練やら、現場出動の際に、彼はいつも携帯電話に入った写真をみんなに見せてましたよ。

僕にも「こんなに大きくなりました。見てくださいよ、清さん」と言って、よく見せてましたよ。「そんな人の子どもの写真なんか見たくないよ」なんていって、僕らはからかっておっただけけれども、いずれにしても、その彼の死を経て、もう二度とこんな思いはしたくないし、させたくないし、残された遺族にこんなつらい思いをさせたくない、そんな思いの中から6月議会において、先ほど報告をさせていただいた調査特別委員会を設置をさせていただいたんです。

私は彼に誓いました。二度とこんなつらい思いをして、みずから命を絶つようなことがないように、残された私たちが最大限努力をすると、そう誓ったんです。

にもかかわらず私の努力不足で、また10月の10日、10日というのは、恐らくその日を選んだらろうと私は思っておりますけれども、同じ課の課長がみずから命を絶たれた。

その課長の死に、課長の自殺に、この水稻生産実施計画書の提出、市長さんが提出をされたか否かが、非常に重要な影響を与えておる、関連性があるということ、私はこの2日間の情報で確信をしたわけでありまして。

そのことを、私がここで申し上げることは、まずは差し控えさせていただきます。まずは市長さん、みずから語っていただきたい。

もし、語っていただけないようであれば、私が得た情報をもとに再質問の中で追求をせざるを得ないということで、まずは非常に簡単な質問であります。

平成24年度水稻生産実施計画書等、この書類について市長、あなたは提出する義務がある、その義務を果たされていますか、ちゃんと提出をされていますか。

この1点についてのみ、お聞きをいたします。

答弁を願います。

石川市長。

No.25 ○市長(石川英明君)

まあ伊藤議員の緊急質問に対してですね、少しお答えをさせていただきたいと思いません。

私は、伊藤議員と市政会という会派で2期目のときに4年間、一緒に議員活動をしてきました。

その後、12年間ブランクがあって、市長という座についたわけではありますが、私自身はです、今振り返ってみても私は一貫しています。私は、自分自身がやはり真実を語るというのは、非常に重要なことだというふうに思っています。

ですから、私はまあそれを言うとか、そういうことはですね、今までの中でも、やはりないんだろうというふうに思っています。

ですから、ただ、市長というやはりポジショニングですね、そのときに市長というのは、法のもとで動いていきます。その視点に立ったときに、どう動くかということは、非常に重要になります。

ですから、その視点です、まあ百条が起きてきてからですね、この間、ずっと私は一貫しているというふうに思っています。

そのことが、皆さんにとってやはり通用していないということがあるなら、それは大変申しわけないと思いますが、市長というポジションで逃げるとか、そういうことではありません。やはり言えないことは言えないという部分があるわけです。ですから、その辺を誤解をしないでいただきたいと思えます。

まあこの後の再議にも絡んできますが、また百条で今までにですね、私がお答えしたことは全て一貫しています。やはりプライバシーのことについては、市長として答えるべきではないだろうということで一貫したわけです。

ただ、行政事務とかそういうことになって、私が違法性があるなら、そのことはやはり自分の口から吐くということになろうというふうに思っています。

以上であります。

ですから、今回の実施計画書については、やはりプライバシーの部分でありますので、これは控えさせていただくということは、前回からずっと一貫していることでもあります。

以上であります。

No.26 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

伊藤 清議員。

No.27 ○16番(伊藤 清議員)

私が最初に、最初にはないけど3月の、先月の代表質問の中で、この問題について取り上げさせていただきました。

市長は「一貫している」と言っておるけれども、そのときに何と答えられたんですか、あなたは。

あなたは、そのときに「このことについては、百条委員会の中ではっきりさせていただく」ということを言ってみえるんですよ。「百条委員会の中で発言する」と言ってみえるんですよ。

それを受けて、私も代表質問では「じゃ、百条委員会に委ねましょう」ということを言っているんですよ。

ですから今、「プライバシーの問題だ」と言われたんですけども、私は今、まずいろんな疑惑の発端は、この書類を提出したか否かにあるわけですよ。

もし、市長が正しく期限内に提出をしてみえたのならば、その後のさまざまな疑惑についてはないわけですよ。

私たちは、まず提出をしていない。そのことに関連して亡くなられた課長に対して、いろんなことをされたんじゃないかという疑念を持っておるわけです。

出されたんなら出されたでいいじゃないですか。答えればいいじゃないですか。プライバシーにかかわる問題、そうかもしれない。でもそれが、この提出をしたか否かを発言することが、どれほどあなたのプライバシーの侵害になるんですか。

中身についてどうのこうのと言っているわけじゃないんですよ。あなたの家族の状況について、あなたの家庭に置かれた立場においてどうのこうのと聞いているわけじゃないんですよ。

書類を提出する義務がある、その義務を市長として果たしていますか、ということを知っているんです。

で、これについては任意で、出したかったら出してくださいという話じゃないんですよ。豊明市で農業を営んでみえる方については、出していただかならぬのですよ。

それは市役所に提出するものであったり、また、さまざまな行政機関に豊明市から、担当課からコピーを提出するんだけど、出さなきゃならぬもんなんですよ。義務であるわけですよ。

トップである市の市長さんが出していなかったとしたら、それは農家の方に、一般の方に言えますか。出してください、提出義務があるからと言えますか。まず、あなたは出していないんですよ、市長。

答弁願います。

No.28 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.29 ○市長(石川英明君)

ですから、今までの百条の経緯をですね、少し振り返っていただくといいと思うんですね。

一番最初に問題になったというのは、やはり3条違反をということであったというふうに私は思います。

ですから、そのことで当初は百条が起きるという状況ではありませんでした。

ですから、3条違反について、私自身があるということは、その場でも答えてきましたし、ですから今回はです、まあ百条で先ほど答えると言ったのは、多分、答え方は一貫なんですよ、僕は。

やはりプライバシーのことは、訴訟法における視点から答えるべきことでないことは、やはり答えるべきではないんですね。

ですから、私自身が本当に違反をしておるようであれば、そのことについては、やはり改めていくということになろうというふうに思います。

以上であります。

No.30 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.31 ○16番(伊藤 清議員)

では、視点を変えてお伺いします。

すごく、聞いていただいている方もわかりやすい話だと思うんです。

出したなら「出した」と言えばいいんですよ。というか、出すのが義務なんですから、出して当たり前なんですね。

出したなら「出した」と言えば、それでおしまいじゃないですか。「ありがとうございました。大変失礼しました」と僕はきょう帰りますよ、すごすごと。

出したなら「出した」と言えばいいんです。出してないから答えられないんですよ。そのことを裏づけていきます。

私が豊明市長の石川英明氏のことについてということではなく、あくまでも一般論ということで、この農業共済のほうに確認をさせていただきました。

豊明の市会議員だということではなく、一般の市民だと、まあ「伊藤です」と名乗って、特定の方についてじゃなく、一般論としてどうですかという話をお伺いをいたしました。

まず、3月15日までに、これ提出ですね。もし提出がなかった場合には、どういう対応を

されるんですかということをお伺いをした。

そうしたら、督促状というものを出されるそうです。それについては、詳しく突っ込んでお話を伺いましたけれども、あくまでも一般論として。

督促状を出すといっても、例えば今回ですと、24年度だと支所が、一部組合ですので、春日井が支所なわけですね。

春日井の市役所の方が、例えば豊明のある方が出されていない。もしかしたら、この方はもう死亡してみえるのかもしれない。もしくは何らかの事情で長期入院をしてみえて、出される状況にないのかもしれない。そうした方に対して、督促状を出すというのは、これはなかなか失礼だろうというようなことで、全てこの原本については、各市町村の担当課に保管されているわけです。そのコピーを各行政機関に送るわけですよ、ご承知のとおりですね。

ですから、出されていない特段の事情があるとするならば、それについては、この春日井では把握ができない。

例えば、豊明で出してない方がみえれば、豊明の市役所に、担当課に確認をされるそうです。電話なり何なりで、まあ連絡なのか相談なのか報告なのかわかりませんが、ということで、5月ごろには出されてない方に対しては、各市町村の担当課のほうに問い合わせをするそうです。

ということであるならば、市長がこれほどお聞きをしても答えられない。提出をしてないんだろうとなれば、担当課に何らかの組合からアクションがあったと思われそうです。

担当課は当然、これを、原本を保管している立場ですので、もしかしたら担当課が送付を忘れたのかもしれない、いろんなことがあると思いますよ。

職務である以上は、必ず誰かが、横山部長、あなたの部下の誰かが、電話を受けた可能性がある。ここら辺は当然、私は確認ができないんですよ、まあ職員の守秘義務等もありますので。

受けた可能性があるんですよ。5月ごろ、もしくは6月に入ってからかもしれません。5月ごろから一応そういった問い合わせをして、督促状を順次発送していくという話をお聞きしましたので、となれば、あなたの部下が、そうした電話なり訪問を受けて、このことについて相談を受けている可能性があるんですよ。

そこを一遍、確認をしていただきたいんですが、どうですか、部長。

No.32 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.33 ○経済建設部長(横山孝三君)

私も現在、承知しておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

No.34 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.35 ○16番(伊藤 清議員)

では、もう少し時間がかかりますので、今の間に、裏で聞いてみえる職員さん、一遍、職員さんから事情を聞いていただきたいと思います。報告をいただきたいと思います。

ちょっと今、ど忘れしてしまいました。部長、簡単なことを確認させてください。

この計画書については、法定最終期限というのが7月の末でしたでしょうか、8月の末でしたでしょうか、お答え願います。

No.36 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.37 ○経済建設部長(横山孝三君)

3月ということで、とりあえず最初の提出期限は承知しておりますけれども、法定のほうはちょっと承知しておりません。

以上です。

No.38 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.39 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、市長さんにもう一度だけ、今、何とか市長の良心に期待をしたい。

プライバシーの問題云々、先ほども申し上げましたよ。例えば、僕が家に帰って、嫁さんや子どもにどう扱われているのか、家でどういうポジションにおるのか、そんなことは僕も恥ずかしくて言えません。最近、すっかりないがしろにされていますので、そんなことを、この議場で市長さん、私は聞いているわけじゃない。

あくまでも、提出義務のあるものについて、ちゃんと提出をしていますかということを知っているんですよ。壇上で申し上げました。追い込まれて外堀を埋められて、言わざるを得ない状況になって言うんだったら、何も変わらないんですよ。

過ちは誰にでもあるじゃないですか。それを認めて、本当に反省すべきは反省して、やり直せばいいと思うんです、僕は。

で、北海道の話、僕は自分で話をさせていただきましたよ。先ほど申し上げた9月の7日と10月の24日の日にね。

私は北海道の件、いろいろ問題がありました。さまざまな報道をされました。報道をされている中には真実もあれば、真実でないものもあるんですよ。でも、それも含めて全て自分が背負うということを私は決めましたよ。

だから、どんな非難があるんだろう、どんな誹謗中傷があるんだろうと、それに戦々恐々としながらも、全て自分が背負っていかうと。誰のせいにするでもなく、自分で背負っていかうと思ったんです。

ところが、私の最大の誤算は、私を支持していただいている、きょうも来ていただいているけれども、そういう方たちが、どれほどつらい思いをするのか。私はいいいよ、自分が受ける、自分が背負っていけばいいと覚悟を決めましたよ。だから耐えられますよ。

でも、支持していただいている皆さんに、どれほど迷惑をかけたのか、そのことを今でも後悔しています。

で、最大の、最大の私の中の誤算、これはまあ名前は言いませんけれども、あえて。

ある人物を中心に組織的に家族に対する嫌がらせ、私の妻や、当時、小学生の子どもたちに、どうい嫌がらせをしたのか、誰がさせたのか、もう全部知ってますけどね。これ誤算だったんですよ。

その話を、私は当該の5人のうちの1人にしたんですよ。自分の判断を誤ったことによって、家族、罪のない家族にどれほどの嫌がらせがあったか。

で、私たち会派の人間が、あなたたちの家族に対して、そんなような嫌がらせは絶対しない、そんな非人道的なことはしない。でも、いろんな人がいるんですよ、世の中には。何があるかわかんないと、私はわかっているんです。

小学生の子どもたち、息子たち、娘たちに何をされたのか。本当にきょう来ていただいている皆さんが、うちの子どもたちが犬を連れて三崎池に散歩に行くときに守ってくれたんですよ。

何をされたかというか、「おまえのお父さんは」なんてやってくるわけですよ、小学1年生の息子と4年生の娘に。それを皆さんが、ウォーキングの時間をずらして守ってくれたんですよ。本当に感謝しています。そんなようなことが起こるんですよ。追い詰められて、事が大きくなって、騒ぎが大きくなって自白した場合には。

だから、もう一度だけお聞きします。提出されていますか。

No.40 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.41 ○市長(石川英明君)

何度も私は申し上げます。

これはもう一貫していますので、やはりここはプライバシーの部分で、お答えをすることができないということでもあります。

ただ、私自身はですね、やはり違法性とかそういうことは、きちんと自問自答しますね。

ですから、市長が皆さんに多大なる責任、市の当局に、市民に対してもですね、いろんなことがあれば、やはりそれは反省すべきだというふうに思っていますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

No.42 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.43 ○16番(伊藤 清議員)

わかりました。

私もいろんな冒頭に申し上げました。市長に、本当に1期の何もわからぬ 26 歳の若造をかわいがってもらいましたよ。本当にいろんなことを教えてもらいました。

そのこの情の部分で、私はみずから発言をしていただきたかったんだけど、それをそうしていただけないんなら、私の期待に応えていただけないんなら申し上げます。

9月の終わりに、亡くなられた産振興課長、この書類の担当課ですよ、担当課の課長。

市長あなたに、提出期限はとうに過ぎておるわけですけど、私たちが、この書類の存在に気づいて、この書類を市長が出していないんじゃないかという疑惑を持ち始めたわけですよ。

それはいつかというと9月の 19 日、これは先月の代表質問の中でもお話をしておりますけれども、9月の 19 日に、私たちのもとに、ある方から告発文という形でいただいておるわけです。その中から、私たちの全ての疑問、疑惑、疑念が始まったわけです。

この水稻生産実施計画書について、皆さん、よく聞いておいてください。

とうに期限が過ぎているんです。その過ぎた、受付ができない時期になって、市長、あなたは担当の課長、自殺をされた課長に対して、おまえの担当課の職務だと、おまえの権限でこれを受け付けろと。さらには、共済の事務局に対しても、これを期限は過ぎておるけれども、受け付けて何とか処理するように依頼をしろと、あなたは言っているんですよ。

これは亡くなった課長から私が直接聞いたわけじゃないんです。この2日間で寄せられた情報、肝心な部分はそこなんです。複数の方から課長はそのことで困ってみえたので、裏づけがとれるんですよ、これが百条調査委員会を開けば。

現実には、その亡くなられた課長がどういうことを言ってみえたのか、この期限が過ぎて何ともならぬ書類を、おまえの権限で何とか処理をしろと、組合に対しても受付をさせろと、

あなたが依頼をした。

当然、課長は断り切れずに、共済の事務局に連絡をした、電話をした。ところが、事務局からは当然のこと、受け付けてもらえなかったどころか、課長が何を言われたか、向こうから。

「あなたも公務員でしょう」と、「法定期限を過ぎたものを受付ができるかどうか、そんなこともわからないんですか」と言い返されているんですよ。

そのことについて、市長にどうやって報告しよう、困ったと。何とかしろと、処理をしろと言われたけれども、断られたし、当然何もできない。どうしたらいいんだろうと、複数の方に相談やら愚痴やら、わかりませんけれども、話をしているんですよ。そういう話を聞いているんですよ。

で、それ以外でも、9月22日に、市長室にあなたが亡くなられた、自殺をされた課長を呼ばれて、恫喝をしてみえるんですよ。何を恫喝したか、平野龍司議員がお聞きになりますよ。報告書という形でまとめられていますよ。

どういった報告書か、同僚の方がいろんなことを聞いていたわけですよ、この10月の10日以前に。課長がいろんなことで悩んでみえる、皆さんいろんなことに思い当たる節があったわけですよ。

で、どうしても彼の死を無駄にするわけにはいかぬ、調査をしないかぬ。独自で、任意でいろんな調査をされたんですよ、聞き取りをされたんですよ。「俺、こういう話を聞いたよ」と、「私はこういう話を聞きました」と、調査報告書というものをまとめられているんですよ。

その中でも、9月の22日にあなたが言ったことは、私が代表質問で言ったとおりですよ。私は大きな声が聞こえてきたという話をしましたよ。内容についてはわからなかった。その内容は判明しましたよ。

あなたは、私たちが9月の19日、告発文をもってして、さまざまな疑惑について理解をしたわけですよ。

あなたは、にもかかわらず課長を呼んで、その報告書の中身によるとですよ、複数の関係者の証言によるとですよ、このことを議員に漏らしたのはおまえだろうと。いや、私じゃありませんと。おまえ以外に誰がおるんだというようなやりとりがあったんですよ。

と、報告書に書いてあります。

おまえじゃないんなら、産業振興課の職員の誰かがしゃべったんだろうと、犯人を捜せと、あなたは言っているんですよ。

まず、そのことについては、9月の22日の密室の市長室での出来事については、残念ながら、あなた以外、今となっては知る人はおらぬ。これについては証明ができない。

ただし、ただし、農業共済に亡くなられた課長が電話をしたかどうかというのは、必ず記録があるはずだ。農業共済の事務局、もしくはこちらに課長が職務としてやらざるを得ない状況であったならば、また、これは市が保管する書類ですよ。課長が1人で処理できるわけがない。権限はあってもできるわけがない。職員に対して何らかの指示をして、この書

類を今から受け付けると、処理をしようと、職員に指示をした可能性があるんですよ、部長。

そのことについては、職務としてである以上、何らかの記録が残っている可能性があるんですよ、調べれば。

もしくは、そういった指示を、もしくは課長から相談を受けた職員がおる可能性があるんですよ。どうですか。

No.44 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.45 ○市長(石川英明君)

伊藤議員、すごいシナリオをつくるんですね。僕のほうがびっくりしましたよ。

(シナリオじゃないの声あり)

No.46 ○市長(石川英明君)

いや、僕は全てのことがわかっていますが、まさか、こんなシナリオをつくるなんてというのはびっくりした。

(シナリオじゃないの声あり)

No.47 ○市長(石川英明君)

私は、そういう個人的なことをです、職員とか何かに今まで言ってきたということはありませんね、多分。

それは何かといたら、自分の利権とか、そんなことは一切ないですよ。

だから、今のシナリオを聞いて、すごい人ですね、あなた。

(証拠があるんだよの声あり)

No.48 ○市長(石川英明君)

証拠があるんじゃないですよ。

(証拠があるんだの声あり)

No.49 ○市長(石川英明君)

私自身が知っているんですよ。

(証拠があるんだよの声あり)

No.50 ○市長(石川英明君)

それは勝手に作り上げていくなんてことが信じられないですね。

(証拠がありますからの声あり)

No.51 ○市長(石川英明君)

それは、いろんな証言をとったら証言になるかも知りませんよ。

だけど、私の中にはですよ、彼と話してきた中で、そんなことはみじんもないですよ。

そのことを、よくそんなふうに描けますね。僕はびっくりしたんですよ、こんなことを聞いて。

私はです、彼にそういう個人的なことで弾圧をするとか、そんなことはどの職員にもしませんよ。市長として、やはり業としてだめなときには、それは厳しいことも言いますよ。だけど個人的なことで、そんなことをやったことは今まで、2年間に一度もないです。

(証拠があるの声あり)

No.52 ○市長(石川英明君)

証拠があるというのなら、それを証明してくださいよ。

(もちろんの声あり)

No.53 ○市長(石川英明君)

証明してもです、私の中には、そんな恥じるものは1個もないですよ。

以上です。

No.54 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.55 ○16番(伊藤 清議員)

はっきりさせましょうよ。百条調査委員会で私たちに権限を与えていただければ、必ず、市長、出てくるから。あなたが指示した内容、間違いなく出てくるから。

私はいいかげんな情報で、いいかげんな発言をして、ここであなたをおとしめる気なんか、さらさらない。確証があります。

で、もし、それがシナリオだとおっしゃるのなら、もしシナリオだとおっしゃるのなら、あなたがこれを提出をしていれば、そんなことは、あなたがおっしゃるとおり、全て私の作り話だ。提出をしておるならば、産業振興課長に「何とかしろ」と指示するわけもない。出しておるならば、今の私の発言は全て作り話です。

提出しているんですか、じゃ、そこまでおっしゃるなら。

ここまで、あなたは疑惑を向けられているんですよ。今、感情的になって答弁をされた。

そこまで疑惑を持たれているんですよ。これを出しているならば、今の私の発言は全部作り話です。

どうですか、皆さん、そうですね、私の作り話ですよ、出していければの話ですよ。出していないこと、間違いないんですよ。

これ以上、申し上げませんが、百条調査委員会の中で明らかになります。間違いなく記録が出てきますよ。

残念ながら、農業共済については、私たちの調査権が及びませんから、やることができないけれども、農業共済についても、督促状についても、何らかの事情で出せないかもしれないということで、各市町村の担当課に連絡を入れるんですよ。

もし万が一、そんなむちゃな要望が、要求が課長からあったなら、必ず何らかの対応を、即断即決できないでしょうから、内部で検討して連絡を入れているんですよ。

副市長にお願いをしたい。重大な問題ですよ。公文書として記録をされておる可能性が十二分にある。もちろん証拠書類の破棄なんていうことはないと思いますよ。

公文書であれば、それぞれ保存年限が決まっておって保存されておるはずですよ。去年の9月の終わりのことですから、1年もたっていない。

この、このことにまつわる私が今提示した問題に関しては、必ず記録が残っておるはずだ。非常に心配なんだけども、実は、この事実が明らかになれば、確たる証拠が出てくれば、市長の首が飛ぶどころの騒ぎじゃない。

副市長にお願いをしたい。この関係の書類等については確実に、廃棄なんていうことはもちろん、保存をしていただきたいのと同時に、職員を守っていただきたい、産業振興課の職員を。

あなたの知らないところで、あなたの就任後だ、副市長、聞いていますか。

そうした問題が現実、市長室で、密室の市長室でやりとりがあったんだよ。そのことが課長が自殺された原因の全てだとは私は申し上げない、言わない、言えない。

ただし、もしそれが事実であったとしたならば、課長がどんな思いだったのか、あなたならわかるはずだ。産業振興課の職員を個々に市長が呼んでというようなことが、もしあったとしたら非常に危惧をする。

行政経営部長、あなたは人事の担当者だ。今後、百条調査委員会の調査が終わるまでの間、特に産業振興課の書類等の調査、まあこの後、議決をされればの話だけれども、新たに委員会が設置されれば、早急にその書類について調査をしていただくように私からもお願いをしますが、それが終わるまでの間、産業振興課の職員が市長室に呼ばれた際には、副市長もしくは行政経営部長、もしくは秘書課長に必ず同席をいただいて、不当な要求がないとは思いますが、あっちゃならぬ、現実にあったんだから。

そのことについて副市長、書類の保存等、産業振興課の職員の対応について約束をいただきたい。どうですか。

No.56 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.57 ○副市長(小浮正典君)

書類の保存は当然ながら、法的に義務づけられている文書については、その法にのっとり保管する、それはもう当たり前のことです。

職員を守る云々のことについては、この問題に限らずですね、職員の健康安全については、衛生委員会の委員長を兼ねていますので、私の責任です。何かありましたら、私が責任をとらないといけないことになると考えております。

以上です。

No.58 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.59 ○16番(伊藤 清議員)

今、副市長、何かあってから責任をとってもらっては困るんだよ。

まあ副市長でもそうだけれども、この話をすると涙が出ちゃうから、余りしたくないんだけど、もう二度と嫌だよ。仲間がこんな形で命を絶って、こんな思いはしたくない。だから、何かあったら責任とるじゃない。責任とらぬでもいいから、何かないように、何も無いようにお願いします。

部長、先ほどの話、確認とれましたでしょうか。答弁願います。

No.60 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.61 ○経済建設部長(横山孝三君)

まだ確認しておりません。

以上です。

No.62 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

(ちゃんとやらせろよの声あり)

No.63 ○16番(伊藤 清議員)

まあ堀田さんも怒ってみえるけど、それはなかなか答えられぬと思いますよ。

まあ今、私は、さまざま寄せていただいた情報、それから証拠をもとに発言をさせていただきました。

市長が何とおっしゃられたか、何と答弁されたか、皆さん、よく覚えておいていただきたい。

私が申し上げた提出をしなかった、書類を提出しなかった、そのことについて議会が事態を察知した、追求されるおそれがある。今から期限を過ぎておるけれども、何とかしろと、共済組合に対しても受付をさせろといった、そんなことは一切ない。全て私の作り話だという発言をされてみえます。

今後の調査の中で必ず明らかになります。そのときには市長さん、言うまでもないと思います。

今、そこまで私を罵倒されたわけですよ。私もこのことが事実でないならば、当然の覚悟を持っております。市長にあっては今そこまで、この本会議場で明言をされたわけですよ。当然、そうした事実が、今、この疑惑がはっきりとした場合には、それなりの責任をとっていただきたい、とるべきですよ。もし、疑惑が全く事実無根であったなら私が責任をとります。

この後の再議請求について、そうしたことも踏まえて、皆さんに賢明な判断をいただきたいと思います。

以上で私の緊急質問を終わります。

No.64 ○議長(安井 明議員)

これにて、16番 伊藤 清議員の緊急質問を終わります。

以上で日程4を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

午後5時21分休憩

午後5時32分再開

No.65 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程5、再議の件に入ります。

決議案第1号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議の再議及び、決議案第2号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議の再議の2件についてを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました再議の2件については、再議を求める理由の説明及び質疑は一括して行いますので、よろしく願いをいたします。

この際、市長から再議を求める理由の説明を求めます。

石川市長。

No.66 ○市長(石川英明君)

それでは、地方自治法第 176 条4項に基づく再議を求める理由を説明いたします。

今回の再議請求は、2月 26 日の議決に対する内容と3月6日の議決に対する内容等を合わせて、一体のものとして提出しております。

まず、2月 26 日に議決された「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」に対しての再議請求の理由であります。

理由は、大きく分けて2点ございます。

1点目は、決議内容に不明瞭な点が幾つかある点であります。

決議名にも含まれる「等」がどの範囲までを示すのか不明瞭なこと、次に調査事項(1)「市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について」は、「農地の取り扱い」がどの農地のどのような取り扱いを示すのか、また「職員」が誰を示すのかが不明瞭なこと。

次に調査事項(2)「市長の農地法違反に関する事項」は、いつのどのような違反を示すのか不明瞭なこと。

次に調査事項(3)「水稻生産実施計画書等の提出に関する事項」は、「等」がどの範囲までを示すのか不明瞭なことであります。

以上の点により、議決内容が抽象的に過ぎ無効、または議会の調査権限を超えるものであり、地方自治法第 100 条第1項の規定に基づく議会の調査権の行使は及ばないと認められたものであります。

平成 25 年1月 30 日付で愛知県知事は、24 年 11 月 30 日になされた「市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」の議決について、地方自治法第 176 条第6項に基づく議決取り消しの裁定をなされました。

この裁定書の中で、一般に議案は可決すれば議会の意思が確定し、誤解を生じない形式のものであることが当然要求されると解されることから、議員の間で、内容について全く共通理解がなされたといえないような場合は、条理上無効となると解されると指摘されています。

この点につき、本件議決を見ると、決議案として提出されたことを受けて、質疑及び委員会付託が省略され、直ちに討論・採決に入り、一部議員が反対討論をしたものの、そのまま採決し議決したものであり、「議員の間で、内容について共通理解がなされた」とは到底いえません。

よって、議決内容が抽象的に過ぎ無効であり、地方自治法第 100 条第1項の規定に基

づく議会の調査権の行使は及ばないと認めたものであります。

2点目は、調査事項(2)及び(3)が、私個人の所有に係る農地の取扱いに関する事項であり、豊明市の事務に関するものではないということであります。

地方自治法第100条は、第1項により普通地方公共団体の議会に「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」権限を与えるものであります。

それに対し、個人所有の農地の取扱いに関しては法の規定を逸脱する調査内容であり、議会の権限を超えるものとして違法であると認めたものであります。

さきの愛知県知事による裁定においても、平成24年11月30日付議決の調査事項(2)「市長の農地法違反等に関する事項」に対し、私が「市長としての職務に関するのではなく、個人の問題である」と主張した点について、「市長の個人所有に係る農地の取扱いに関する事項であり、当該普通地方公共団体の事務に関する調査とはいえないのではないかの疑念がある」と指摘をされています。

続いて、3月6日に議決をされた「市長の職権濫用及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」に対しての再議請求の理由について説明をいたします。

理由は、大きく分けて2点ございます。

1点目は、この議決が2月26日の「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」と同一事件を対象とするものだという点であります。

豊明市議会会議規則第15条には、「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。」と定めています。

3月6日の決議は、この一事不再議に反するものであり、地方自治法第100条第1項の規定に基づく議会の調査権の行使は及ばないと認めたものであります。

2点目は、3月6日の議決により「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」に調査事項として追加するという調査事項(4)は、「市長の職権濫用問題」に関連する調査事項と推測できます。

しかし、この点については、平成25年2月28日に行われた伊藤清議員による一般質問に対し、私が一部議員への政務調査費返還命令の期限であった平成25年1月8日を延期できる例外規定が法令においてあるのか否かを職員に確認し、延期は認められない旨を市職員が私に伝えたにすぎないことをすでに議会内で回答し、事実関係が判明しており、職権濫用に係る行為がなかったことは明らかであります。

地方自治法第100条第1項に基づく議会の調査権の発動範囲は、真相究明をするために、その目的の達成に必要な範囲に限られるものであり、調査の必要性がない調査事項を加えることは、議会の調査権限を超えるものであると認めたものであります。

以上、再議を求める理由の説明を終わりたいと思います。

以上です。

これより、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

藤江真理子議員。

No.68 ○6番(藤江真理子議員)

ただいまの再議請求の説明の中で、最初に説明されましたほうの平成25年1月30日付で知事による取り消しの裁定が出たその文面の中に、「議員の間で、内容について全く共通理解がなされたといえないような場合は、条理上無効となると解される」というふう指摘されておりますことも、ここに書いてあります。

これは、議員の間での共通理解ということですが、市長ご自身は、この2月26日に出されました決議文、もう朗読のみで提案されたこの決議文について、きちんと理解なされていらっしゃるのでしょうか、お答えください。

No.69 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.70 ○市長(石川英明君)

今も触れたとおりですね、その辺がです、やはり私には明確には見えてこないということでもあります。

ですから、理解ができてないというふうに判断をいただけたら、ありがたいかなと思います。

以上です。

No.71 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.72 ○議長(安井 明議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております再議の2件については、豊明市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.73 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております再議の2件については、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論については、2件を一括してお受けいたします。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.74 ○11番(早川直彦議員)

この再議請求については、賛成の立場で討論をいたします。

この再議請求で示されている7件については、まさしくそのとおりであると私も考えております。

決議の最大の問題は2点あります。

1点目は、調査項目が不明瞭であることです。

私たち市政改革の会は、議会の討論で表題や調査項目に「等」と書かれていることに対し、どこまでも調査の範囲が広がってしまう、調査項目の拡大を危惧すると述べました。

議員のみならず、調査を受ける市長でさえ、不明瞭で抽象的との認識を持っていることは、これは大きな問題であります。

2点目は、議員間の共通認識がなされていないことです。

知事の裁定書においても、誤解を生じないことが当然要求される。全く共通認識がなされていないような場合は、条理上無効と、はっきり書かれています。

2月26日、3月6日、双方の提案説明は決議文の朗読のみで、余りに不十分で、共通認識を得ようとの努力が見受けられませんでした。

そうした状況の中で議決されたことは、知事の裁定を遵守していない行為であります。十分な説明は不可欠であったと思います。

そもそも、百条調査は具体的に調査項目を示し、その示された部分について、百条委員会で調査するものであります。

職権濫用問題と表して決議し、それにつなげて別の職権濫用問題を仕立て、調査事項に追加したことは、到底認められるものではありません。私たちの「等」への危惧が現実として起こりました。また、それを提案者みずからが証明したともいえます。

また、調査項目の追加は一事不再議であると思いますが、一事不再議にも例外がこれは認められています。それは事情の変更があった場合です。ところが、本件はそうした事実は見受けられません。

決議からわずか8日で追加され、しかも提案者が同じという点からも、慎重さの欠如であり、再議請求は正当なものと理解いたします。

知事の裁定により違法との判断が下されながら、再度、同様の決議をしたことも合わ

せ、放漫ささうかがえます。

何としても市長を追い落とそうとする、まさしく政争の具そのものであり、市民からは議会は何をしているのだ、百条調査よりほかにやることはあるだろうなどと、多くのご意見をいただいております。

さらに、百条調査を進めることが、市民のためになるとは到底考えられません。

以上の理由から、再議請求はもつともであり、議会は百条調査に終止符を打つべきと申し上げ、私の討論を終わります。

No.75 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.76 ○19番(前山美恵子議員)

再議請求に反対の討論をいたします。

まず、175号の議決の再議の請求に关してでありますけれども、議決について議会の調査権限を超えているという再議でありますけれども、これについては知事裁定を市長のほうはされました。

その中で、この決議が上がったのは、昨年の産業振興課長の自殺の後、緊急議会を開き、緊急質問をした関連上から決議を上げたわけです。そのことが基本にあるということを考えながら、これは見ていかなければなりません。

それで、その知事裁定では、そのことについてこう記述をされております。

10月26日の緊急議会の質問において、調査の範囲は緊急議会における質問の範囲内で行うとの共通認識が認められ、さらに当該質問において、快適な職場環境の実現及び労働条件の安全の観点で市長の職員に対する言動について問いただしていることから、職員の労働安全衛生という市の事務に关しての調査であるということができ、当該調査事項は一定程度限定されていると認めることができる。文面上は不明確であるとの批判の余地はあるものの、抽象的に過ぎ無効あるいは議会の調査権限を超えるものとして違法ということとはできない。

2項目目も、市長個人の所有に係る農地の取り扱いに起因して、職員の自殺等の労働安全衛生上の問題が発生したのではないかとの疑念を持っていることが認められていることから、事業者としての市の労働安全衛生に係る事項であると解する余地があると。

職員の労働安全衛生上の問題と関連がある以上、当該調査事項を百条調査の対象とした本件議決は、違法とまでは断定できないということに、まあこの知事裁定としては結果が出されました。

これは当然、緊急質問の中をちゃんと尊重して、これは出されているということで、この100条について、そういう規定はされました。

次に176号は、いわゆる一事不再議の関係であります。これは一度議決された事件については、その同一会期内に再び取り上げることができないという、これは規則であります。これは議事の能率を上げるために、同じような内容をまた再び審議することが、いかに無駄であるかということから、こういう一事不再議というものが出されております。

しかし今回ですね、これは一事不再議に当たらないというのは、提案理由が明らかに異なる場合であります。

ですから今回、一事不再議に当たらないというのは、既に出されている内容とは違っています。政務調査費の返還命令の取り扱いに関して、これについて1項目を入れるわけですから、明らかに提案理由が違います。ですから、これは一事不再議には当たらないということになります。

それから、追加事項が一般質問により議会内で事実関係が判明しているから、これは必要ないだろうという再議請求であります。1月8日付の3人の議員から出された資料で、監査結果について受け入れがたいという見解で結果についての根拠や、文書にして回答を1月8日までに提出を求めている、この文書の存在がはっきりしました。

さらに、市長室に部課長を呼び寄せたときに、2人の議員がその場にいたという事実も、この質問の中ではっきりしてきたわけです。

ここに、その文書の中に、1月8日を延期できる例外規定が法令にあるのかどうか、市職員に確認をすとして、わざわざ最高権力者である市長に要望し、また、市長が部課長を呼んだ。この行為自体が、職権濫用に当たるということを考えるのですが、1月8日付の要望書との関係などを含め、この真意と、そして指示がどう出されたのか、そういうことを調査権を付与した委員会で、これをきっちり調査していくことが大切であるということで、私は再議請求については反対といたします。

No.77 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.78 ○6番(藤江真理子議員)

再議請求に対して賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの早川議員の討論と重複する部分がありますが、私も意見を述べたいと思いません。

市長の職権濫用問題及び農地法違反等、この「等」という部分ですが、決議が出された2月26日時点では、「等」の詳しい説明はありませんでした。

これがどこまでの範囲を指すのか、明確ではありません。

何度も繰り返しになりますが、百条調査のルールでは、調査項目を具体的に示すことが求められております。

1月30日の知事による取り消し裁定を見ると、こういうふうに指摘されております。

「議員の間で、内容について全く共通理解がなされたとはいえないような場合は、条理上無効となると解される」です。

2月26日に提出されましたこの決議ですが、本会議場で提案者による決議文の朗読がありました。あと、質疑する場が与えられないまま、議決に至りました。

こうした状況で、この決議の説明が十分になされていない、また理解してもらおうという姿勢が十分ではないというふうに思います。

調査する側、つまり私も委員の1人ではありますが、この決議内容では理解できるものではありません。

知事の裁定の中で述べられているその議員の間だけでなく、まあこういった共通理解というのは、とても得られている状態ではありません。

それゆえに、また先ほど質疑の中で、調査される側である市長が、2月26日の決議に対して理解できないという答弁もなされました。これでは再議請求されるのは当然かと私は思います。

調査する側とされる側がこの状態で、つまり百条調査について共通理解がなされないまま調査をしたとしても、その効果がどうなのか、大きな疑問を持ちます。

仮に本当に調査をして、市長からの確な回答を得たい、得ようとするならば、なおさら調査事項をきちんと具体的に示し、法律に定められた権限を適正に発動させるためには、議員の間での共通理解というのを持つようにすべきだと思うからです。

あと、調査項目の中の市長個人にかかわる農地の取り扱いに関する事項です。

これは、百条調査のルールにある地方公共団体の事務に関する調査とは思えないです。

今年1月に知事から下された取り消し裁定の中にも、「行政事務に関する調査とはいえないのではないかと疑念があるところ」と指摘されているわけです。

それなのに、またこうした決議をすることは、知事の裁定を考慮しておらず、議会としてとるべき態度ではないと思っています。

市民目線からすれば、議会の職権濫用だととられかねず、慎むべきだと私は思っています。

あと、再議請求第176号のほうの一事不再議、つまり同一会期中に議会で議決されたものを、再び提出することができないという会議規則に違反していることについてです。

百条調査は、いろいろな参考文献で調べますと、百条の調査が委員会に委任されて行われている場合は、調査を追加する事項を委員会において議決し、本会議に申入書として委員長名で提出すると書いてあります。

百条調査を進めていくうちに、当初議決した調査事項だけでは、その調査の目的を果たせない場合に追加するわけです。

今回、委員会が設置されているにもかかわらず、委員会での審議をせず、委員会での議

決も得ず、こうした調査事項の追加を本会議に提出したことは、委員である私としては理解しがたいです。

この説明で市民は納得できるのでしょうか。時間、労力、税金を費やし、この決議が市民にとってどれだけ重要で、市民のプラスになっているのでしょうか。

強力な権限が付与されている百条調査権であるがゆえに、調査手続の不備や調査対象でない個人にかかわることまでに調査が及んでいること、法律に定められた権限が適正に発動されなければ、もろ刃の剣となり、議会として非常に危険なことだと思います。

知事の取り消し裁定を考慮せず、こうした形でもし再び議決されれば、政争の具であると市民や、また市民じゃない市外の人たちからもみなされ、調査権に付託されている本来の目的から大きく逸脱してしまうおそれを危惧しています。

以上でこの再議請求に対しての賛成討論を終わります。

No.79 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.80 ○5番(近藤恵子議員)

私も、この再議請求に対しては賛成の立場で討論いたします。

先ほど、知事の裁定に対する解釈の部分において、まあ以前のときにちゃんと認められているという意見と、そして、それはないという意見、2つの意見があります。

以前のときに認められたというのは、前の百条調査のときに、提案のときに提案理由があり、そのときに会議があったので、その議事録をもってなされているわけですが、今回、その前の会議は否定されて今、取り消しになっているものでありますので、今回、新たに百条委員会という提案がなされるのであれば、もう一度、その手続が必要であったと、そのところが欠けていると思います。

それをないうままに、質疑がなく、討論だけで決めたということは、やはりこの、最初の再議の請求のところにある明確にされていないと。本来、法的に違法であるかどうかということ調査する委員会を設置するに当たっては、設置するほうの立場として、みずからがそんな曖昧な、ひょっとしたら法に触れるかもしれないような手続でされるというその姿勢は、議会としてはよくないことだと思っています。

同じ理由になりますけれども、2つ目の追加された項目についての再議請求に関して言いますと、これは私はそのときの討論でも言いましたけれども、一度みずから出したものを、何もないうまま訂正を出すというのは、一度目が間違っていたとみずからを否定することになるのではないかと、そういうことをここで申し上げました。それが、まさにこの一事不再議、そのことであります。

今、委員会の議決があったとか、そういうことがないということでもありますけれども、議案

を議会に提出するというのは、やはりある程度きちんと前もって調査し、必要であるというのであれば、そのことも最初にやらなければいけないと思います。

あのときも申し上げましたけれども、もし、この項目を追加したいというのであれば、追加ではなく、もう一つ別の百条委員会を出さなければいけない、そう思います。

それが、先ほどありましたように、その途中の討論のときにあったように、「提案理由が違う」という前山議員の言葉がありましたけれども、提案理由は、これは同じ百条に追加をするというのであれば、やはり同じだというふうに解釈をせざるを得ません。提案理由が違うなら、こうこうこうで、別の百条をつくる、それが本来の議会の筋だと思っています。

今回、いろんなことを逆に起こらないようにするためなのかと思うぐらい、簡単な手続で百条委員会が設置され、そして議決されていきますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、これは違法性があるかどうかというところを問う委員会なので、やはり出す、それを設置する議員のほうも、手続に関してはしっかりやっていないければ、それが、後でまた前回のように、知事の裁定をもってノーと言われるぐらいなら、今この場において、再議の中身を真剣に考え、それが本当に法律に触れないのか、そここのところはきちんと議論をして、この判断をすべきだと思います。

そして、私はこれは法に触れると、そう思っておりますので、この再議請求には賛成の立場という討論をいたします。

No.81 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.82 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に…。

(ちょっと待ってください、議長、言い忘れました、お願いしますの声あり)

(遅いのだ、もうの声あり)

No.83 ○議長(安井 明議員)

もう討論は終結いたしました。

(途中だったんじゃないですかの声あり)

(終結宣言をしているの声あり)

(終結宣言の途中だったんじゃないですか、お願いしますの声あり)

No.84 ○議長(安井 明議員)

今、私は「討論を終結し」まで言いましたので、これにて討論を終結いたします。採決に

入ります。

採決については、1件ごとに行います。

初めに、決議案第1号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議については、平成25年2月26日の議決のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.85 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、本件はさきの議決のとおり決定されました。

続いて、決議案第2号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議については、平成25年3月6日の議決のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.86 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、本件はさきの議決のとおり決定されました。

この際、お諮りいたします。ただいま可決されました市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.87 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。ただいまから、特別委員会の委員の選任について、各会派間でご協議を願うため、暫時休憩といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.88 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、暫時休憩といたします。

午後6時6分休憩

午後6時34分再開

No.89 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

(議長の声あり)

No.90 ○議長(安井 明議員)

横山経済建設部長。

No.91 ○経済建設部長(横山孝三君)

申しわけございません。先ほど、伊藤議員よりご質問がありました件についてお答え申し上げます。

農業災害補償法第 105 条の申告書の最終提出期限は7月 31 日でございます。

以上でございます。

No.92 ○議長(安井 明議員)

お諮りいたします。市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.93 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決しました。

ただいまより、市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後6時35分休憩

午後6時45分再開

No.94 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

委員長には、平野龍司議員、副委員長には、堀田勝司議員が互選されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で今4月緊急議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.95 ○市長(石川英明君)

平成 25 年4月緊急議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

年度も改まった多忙な時期に緊急議会を開催いただき、まことにありがとうございました。

本日は、私の提出した再議請求の件につき、慎重にご審議をいただきました。残念ながら、私の主張は認められず、前回同様の議決となりました。

私としましては、本日の審議経過を深く受けとめ、今後の動向を決めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、まだ新年度が始まったばかりであります。私といたしましては、25 年度事業を円滑に進めていけるよう全力で取り組む所存であります。議会の皆様方のご協力をお願いし、閉会の挨拶とさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

No.96 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本日のご審議、ご苦労さまでした。

本日は、これもちまして散会といたします。

午後6時47分散会

